

大虫小学校体育施設開放管理運営協議会要綱

〔目 的〕

第1条 この要項は、越前市における地域スポーツ振興及び児童の安全な遊び場確保のために、学校教育に支障のない範囲で体育施設を市民の利用に供することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 大虫小学校体育施設（講堂、校庭）の開放を円滑効果的に実施するために、運営協議会を置く。

〔名 称〕

第2条 名称は大虫小学校体育施設開放管理運営協議会（以下 協議会）という。

〔任 務〕

第3条 協議会の任務は次の各号のとおりとする。

- (1) 施設利用許可申請書の受理及び、許可書交付に関する業務
- (2) 利用者間の利用調整に関する業務
- (3) 利用者に対する利用遵守事項の指導業務
- (4) その他、開放施設の安全で良好な管理を行うために必要な業務

〔構 成〕

第4条 協議会は次の委員で構成し、校長が推薦し教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校代表
 - (2) 地区体育協会代表
 - (3) 公民館代表
 - (4) 市体育指導委員代表
 - (5) スポーツ少年団代表
 - (6) その他、校長が認めたもの
- 2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときに補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔役 員〕

第5条 協議会に次の役員を置き、委員の互選によってこれを定める。

- | | | | |
|----------|----|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 | (4) 委員 | 若干名 |

〔役員の仕事〕

第6条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を総括する。併せて会計監事を兼ねるものとする。
- 3 事務局長は、協議会の庶務会計を担当する。

〔会 議〕

第7条 会議は会長が招集し、毎年度はじめに開催する。また必要に応じて開催することができる。

- 2 会議の議長は会長がこれにあたる。
- 3 協議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

〔管理運営〕

第8条 管理運営は次の各号のとおりとする。

- (1) 施設利用者に対する事故防止の指導及び、事故発生時における処置
- (2) 施設利用者に対する火気、後始末、清掃の指導
- (3) 管理日誌及び、利用状況報告等の庶務
- (4) 使用の承認は、学校、地区で行う行事を最優先とする。
- (5) 体育館入り口の開閉はキーボックスのカードキーにより行う。

〔会 計〕

第9条 会計は次のとおりとする。

- (1) 会計に関する諸帳簿は、協議会にて管理する。
- (2) 会計期間は4月1日より翌年の3月31日までとする。
- (3) 収支の内容について、越前市教育委員会より求められた場合は速やかに報告する。

〔利用者の損害賠償〕

第10条 学校開放中のケガ及び、施設または設備を棄損したときは、管理上の欠陥がある場合をのぞき原則として、利用者がその責を負うものとする。

〔利用者の使用責任〕

第11条 利用者は、学校の施設であることを認識し、次の各号について責任を持って使用する。

- (1) 利用申請許可を得た利用目的以外に利用してはならない。
- (2) 清掃の実施
- (3) 施設、設備の適正並びに良心的な利用
 - ① 時間の厳守
 - ② 私物を学校におかない。
 - ③ ゴミの持ち帰り
 - ④ 飲食物の持ち込み禁止
 - ⑤火気の使用禁止(追加)**
 - ⑥学校敷地内全面禁煙(追加)**
- (4) 活動状況(日誌)の記入
- (5) ~~火の始末(屋内は全て禁煙)~~、~~(削除)~~消灯、戸締まり、施錠の確認
- (6) 施設等損害の時は**学校職員(削除)事務局**に連絡
- (7) その他、運営協議会からの指導事項の遵守

〔その他〕

第12条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会において定める。

〔付 則〕

本要項は、平成12年4月1日より施行する。

平成30年4月1日改訂

令和2年1月30日改訂